

樞密院會議筆記

一 帝國議會ニ於テ修正ヲ加ハタル  
衆議院議員選舉法中改正法律案

一 衆議院議員選舉法施行令中改正  
ノ件

一 衆議院議員選舉人名簿特例  
皇室儀制令中改正案

昭和二十年十二月十七日(月曜日)午後三時八分

開議

聖上臨御

出席員

鈴木議長

清水副議長

親王

宣仁親王

二番

崇仁親王

三番

大臣

幣原内閣總理大臣 四番

岩田司法大臣 五番

前田文部大臣 七番

吉田外務大臣 八番

堀切内務大臣 九番

芦田厚生大臣 十番

澁澤大藏大臣 十一番

田中運輸大臣 十二番

小笠原商工大臣 十三番

顧問官

南顧問官 十六番

奈良顧問官 十七番

林顧問官 十八番

竹越顧問官 十九番

三土顧問官 二十番

伊澤顧問官 廿一番

百武顧問官 廿二番

櫻内顧問官 廿三番

井坂顧問官 廿四番

閑席員

河原顧問官

卅五番

親王

雍仁親王

一番

大臣

松村農林大臣

六番

顧問官

窪田顧問官

十五番

松井顧問官

十八番

菅原顧問官

十九番

潮 顧問官

二十番

真野顧問官

廿二番

大島顧問官

廿三番

小幡顧問官

廿四番

池田顧問官

廿七番

泉二顧問官

廿九番

野村顧問官

三十番

芳澤顧問官

卅三番

宮内大臣

石渡宮内大臣

委員

樫橋法制局長官

佐藤法制局参事官

入江内務省地方局長

小泉内務省警保局長

佐藤司法省刑事局長

以上帝國議會ニ於テ修正ヲ加ハタル衆議院議員選舉法中改正法律案外ニ付

大金宮内次官

武井式部長官

以上皇室儀制令中改正案ニ付

報告員

清水審査委員長

帝國議會ニ於テ修正ヲ加ハタル衆議院議員選舉法中改正法律案外ニ付

南 審査委員長

皇室儀制令中改正案ニ付

書記官長

石黒書記官長

書記官

諸橋書記官

高辻書記官

議長

(鈴木)

之ヨリ會議ヲ開ク

帝國議會ニ於テ修正ヲ加ハタル衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院議員選舉法施行令中改正ノ件

衆議院議員選舉人名簿特例

以上三件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ開キ朗讀ハ之ヲ省略シテ直ニ審査委員長ノ報告ヲ求ム

報告員

(清水)

今回御諮詢ノ帝國議會ニ於テ修正ヲ加ハタル衆議院議員選舉法中改正法律

案衆議院議員選舉法施行令中改正ノ件及衆議院議員選舉人名簿特例ニ關シ本官等審査委員タルノ命ヲ承ケ本日委員會ヲ開キ當局大臣及關係諸官ノ辯明ヲ聽キ以テ之ガ審査ヲ遂ゲタリ尚本件ハ事急ニ屬シ審査報告書ヲ發スルノ違ナカリシニ由リ御詠承ヲ請フ今本案各件ノ要旨ヲ説明スレバ次ノ如シ

第一 帝國議會ニ於テ修正ヲ加ヘタル衆議院議員選舉法中改正法律案

本法律案ハ先般本院ノ議決ヲ經テ今期ノ

帝國議會ニ提出セラレタルニ其ノ議決ニ依リテ修正ヲ加ヘラレ茲ニ再ビ本院ノ詢議ニ付セラレタルモノニシテ前ニ本院ノ議決ヲ經タル政府原案ニ對シ帝國議會ニ於テ加ヘタル修正ノ要點ヲ陳ブレバ次ノ如シ

(一)投票ニ付

原案ニ於テハ選舉人ハ投票所ニ於テ選舉スベキ議員ノ數五人以下ノ選舉區ニ於テハ一人選舉スベキ議員ノ數六人以上

十人以下ノ選挙区ニ於テハ二人以内ノ議員候補者ノ氏名ヲ投票用紙ニ記載シテ投函スベキ旨定メタルガ修正案ニ於テハ夫々選挙スベキ議員ノ數三人以下ノ選挙区ニ於テハ一人ノ選挙スベキ議員數四人以上十人以下ノ選挙区ニ於テハ二人以内ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シテ投函スベキコトニ改メタリ

(二) 選挙運動ニ付

(イ) 原案ニ於テハ選挙事務所設置ノ制限

ニ關スル規定ヲ削除セルモ修正案ニ於テハ選挙事務所ノ數ニ些少ノ變更ヲ加ヘタルノ外概テ現行法通りノ規定ヲ存置スルコトトセリ

(ロ) 原案ニ於テハ立候補届出前ニ於ケル選挙運動禁止ニ關スル規定ヲ削除セルモ修正案ニ於テハ現行法通り右ノ規定ヲ存置スルコトトセリ

(ハ) 原案ニ於テハ文書ニ依ル選挙運動ノ制限ニ關スル規定ヲ削除セルモ修正



案ニ於テハ現行法通り右ノ規定ヲ存  
置スルコトトセリ

(二)原案ニ於テハ當選又ハ落選ニ關シ選  
舉人ニ挨拶スルノ目的ヲ以テ爲不行  
爲ニ關スル制限ノ規定ヲ削除セルモ  
修正案ニ於テハ現行法通り之ヲ存置  
スルコトトセリ

(三)罰則ニ付

原案ニ於テハ選舉ニ關シ氣勢ヲ張ル行  
爲ニ關スル罰則及選舉ニ關スル不正行

爲ヲ煽動スル行爲ニ關スル罰則ヲ削除  
セルモ修正案ニ於テハ現行法通り右ノ  
規定ヲ存置スルコトトシ茲ニ前述ノ選  
舉運動ノ制限存置ニ關連シ之ガ罰則ヲ  
存置スルコトニ改メタリ

(四)補則ニ付

修正案ニ於テハ地方長官ハ勅令ノ定ム  
ル所ニ依リ議員候補者ノ氏名黨派別等  
ヲ新聞紙ニ公告シ市町村長ハ勅令ノ定  
ムル所ニ依リ議員候補者ノ氏名等ノ掲

示ヲ爲スベキ旨ヲ定メタリ

第二 衆議院議員選舉法施行令中改正ノ件

本案ノ主眼トスル所ヲ述ブレバ次ノ如シ

(一) 投票及開票ニ付

(イ) 市町村ノ區域ヲ分チテ數投票區ヲ設

ケタル場合ノ投票管理者及市ノ區域

ヲ分チテ數開票區ヲ設ケタル場合ノ

開票管理者ハ市町村長ノ外其ノ指定

シタル吏員ヲ以テ之ニ充ツルモノト

ス

(ロ) 投票管理者及其ノ代理者並ニ開票管

理者及其ノ代理者故障アルトキノ代

理者及事務管掌ハ市町村長ニ於テ吏

員ノ中ニ就キ之ヲ定ムルモノトス

(ハ) 數町村ノ區域ヲ合セテ一開票區ヲ設

ケタル場合ノ開票管理者ハ地方長官

ニ於テ關係町村長ノ中ニ就キ之ヲ定

ムルモノトス

(ニ) 選舉運動ニ付

交通困難等ノ情況アル選舉區ニ於テハ

選舉事務所ヲ五箇所マデ設置スルコト  
ヲ得ルモノトシ其ノ選舉區及選舉事務  
所ノ數ハ内務大臣之ヲ定ムルコトトス

(三) 選舉運動ノ費用ニ付

(1) 選舉事務長制度ノ廢止ニ伴ヒ選舉運  
動ノ費用ニ關スル支出責任者ノ選任  
異動等ノ屆出ニ關スル規定ヲ設ク

(2) 選舉運動ノ費用ニ關スル手續規定ヲ

簡素化シ精算書ノ作成ヲ要セザルモ  
ノトシ及評價簿ヲ廢止ス

(四) 選舉公營ニ付

(1) 選舉公報ノ形式及頒布方法ヲ簡素化

スルコトトシ選舉公報ハ議員候補者  
毎ニ別紙トスルヲ要セザルモノトシ  
一ノ用紙ニ二人以上ノ議員候補者ノ  
政見等ヲ調製スルトキハ掲載ノ順序  
ハ地方長官抽籤シテ之ヲ定ムルコト  
トシ且選舉公報ノ配布ハ選舉人名簿  
ニ記載セラレタル者ノ屬スル世帯ニ  
對シ之ヲ爲スモノトス

(四)新聞紙ニ依ル公告ハ總選舉毎ニ之ヲ  
為スモノトシ公告ノ掲載文ハ字數ニ  
百以下トシ之ニ掲載スベキ事項ハ議  
員候補者ノ氏名、黨派別、年齢、官位、職業、  
身分及經歷ニ限ルモノトシ其ノ他公  
告ニ付テハ選舉公報ノ發行ニ關スル  
規定ヲ準用ス

(ハ)議員候補者ノ氏名等ノ揭示ハ投票所  
ノ入口其ノ他公衆ノ見易キ場所ヲ選  
ビ一投票區ニ付少クトモ二箇所ニ選

舉ノ期日前十日ヨリ選舉ノ當日迄之  
ヲ為スコトトシ揭示ニ掲載スベキ事  
項ヲ議員候補者ノ氏名及黨派別ニ限  
定シ掲載ノ順序ハ抽籤又ハ第五十條  
第一項ノ通知順ニ依ルコトトシ揭示  
ニ關スル其ノ他ノ事項ハ地方長官ヲ  
シテ之ヲ定メシム

(五)其ノ他

開票區ヲ原則トシテ市町村ノ區域トシ  
タルニ伴ヒ交通至難ノ島嶼ニ於ケル特

例ニ關スル規定ヲ整理ス

第三 衆議院議員選舉人名簿特例

本案ハ衆議院議員選舉法附則第四項ノ規定ニ基ク勅令ニシテ其ノ要點ハ次ノ如シ  
(一)改正選舉法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スル場合ニ於テハ從前ノ衆議院議員選舉法ノ規定ニ依リ調製スル選舉人名簿昭和十三年法律第八十四號第一條ノ規定ニ依リ調製スル選舉人名簿及次ノ規定ニ依リ調製スル選舉人名簿トニ依リ之ヲ

行フモノトス

(二)市町村長ハ衆議院議員選舉法第五條ノ

改正規定ニ依リ新ニ選舉權ヲ有スルニ至リタル者ノ選舉人名簿ヲ調製スルモノトシ其ノ選舉人名簿ノ調製縱覽確定及異議ノ決定ニ關スル日期期間等ハ内務大臣之ヲ定ムルモノトス

按ズルニ本集中第一ノ件ハ急轉セル現下ノ事態ニ鑑ミ國民ノ自由潤達ナル意思ヲ暢達セシメ政界ノ刷新ヲ圖ルコトヲ目途トシテ

曩ニ本院ノ詢議ヲ經テ帝國議會ニ提出セラ  
レタル選舉法ニ對スル修正案ナルガ此ノ修  
正案が果シテ政府原案ニ比シ改善ヲ加ヘ夕  
ルモノナルヤ否ヤ必シモ論議ヲ挾ムノ餘地  
ナキニアラズ然レドモ既ニ帝國議會ノ議決  
ヲ經タルモノナルノミナラズ強テ之ニ反對  
セザルベカラザルノ理由ヲモ認メズ又第二  
及第三ノ各件ハ孰レモ改正選舉法ヲ施行セ  
ンガ爲必要ナル細則ヲ新ニ定メ又ハ改正セ  
ントスルモノニシテ之レ亦別ニ支障ノ廉ヲ

認メズ仍テ審査委員會ニ於テハ本案ノ三件  
ハ孰レモ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベキ旨  
全會一致ヲ以テ議決シタリ  
右審査ノ結果ヲ報告ス  
議長(鈴木) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ  
省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ  
起立ヲ請フ

(全員起立)

議長(鈴木) 全會一致可決セラレタリ